

御旅行行程表

ツエーゲン金沢オフィシャルアウェイツアー 様

コース名 明治安田J2・J3百年構想リーグ 第9節
アルビレックス新潟vsツエーゲン金沢

期 間 2026年04月04日(土) 日帰り

人 数 大人 38名 小人 0名 合計 38名

石川県知事登録旅行業 第2-203号

株式会社ヴァケーション 金沢本社

〒920-0022

石川県金沢市北安江3丁目13-13

TEL: 076-232-6611

FAX: 076-232-6634

責任者: 越原 裕一

総合旅行業務取扱主任者: 濱 順次

担当者: 杉原 悠太

E-mail: sugihara@go-vacation.jp

http://www.go-vacation.co.jp

	月日	コース	食事
1	4/4 (土)	(06:40バス配車 & 受付開始) 金沢駅西口団体バス乗降場 07:00出発 貸切バス (乗車場所) 東金沢駅東口 07:15頃 (乗車場所) 森本駅 07:25頃 金沢森本IC (休憩) 有磯海SA 08:30 ~ 08:45 (休憩) 米山SA 10:10 ~ 10:25 新潟中央IC (14:00キックオフ/ビシター自由席チケット付) アルビレックス新潟vsツエーゲン金沢@デンカビッグスワン 11:45頃着 ~ 16:30出発 新潟中央IC (休憩) 米山SA 17:50 ~ 18:05 (休憩) 有磯海SA 19:30 ~ 19:45 金沢森本IC 森本駅 20:45頃 東金沢駅東口 20:55頃 金沢駅西口団体バス乗降場 21:10頃 【運行バス会社】西日本ジェイアールバス【食事】無し【観戦チケット】ビシター自由席チケット付 【添乗員】あり 【最大募集人数】38名様【最少催行人数】30名様	朝 × 昼 × 夕 ×

バス 車 JR 私鉄 船 飛行機 ロープウェイ ケーブルカー 徒歩

備考

旅行条件書 募集型企画旅行(ツエーゲン金沢オフィシャルアウエイツアー用)

令和 7 年 1 月 31 日 一部改訂

株式会社ヴァケーション

この条件書は旅行業法に基づき、お客様に提示を義務付けられておりますので、お申し込みの前にお読み下さい。この書面は、旅行業法第 12 条の 4 に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第 12 条の 5 に定めるところの契約書面の一部となります。

募集型企画旅行契約

この旅行は株式会社ヴァケーション(以下『当社』という) が企画、募集し実施する募集型企画旅行であり、旅行契約の内容、条件は本旅行条件書、コース別チラシ、出発前にお渡しする確定書面、及び当社旅行業約款(募集型企画旅行契約)によります。

1.旅行の申込方法、並びに契約の成立

- ①当社が管理する、ツエーゲン金沢オフィシャルアウエイツアー公式サイト内にある所定の申込フォームより必要事項を入力の上、お申込みください。
- ②旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、旅行代金の全額を収受した際に成立するものとします。申込の完了のみでは旅行契約は成立しておりません。

2025 シーズンより旅行代金のお支払い方法を改定させていただくことになりました。

ツアーの催行決定後、ご登録いただいた住所宛に御請求書を送付いたします。

請求書がお手元に届いた後、ツアー 3 日前の18:00迄に以下のいずれの支払方法でお支払いをお願いいたします。

①当社が定める金融機関口座への銀行振込

※振込手数料はお客様各自のご負担となりますことご了承ください。口座名・口座番号は請求書に記載します。

②当社金沢本社および能美支店への来店による現金またはクレジットカード決済

※PayPay、楽天ペイ、d 払い、交通系 IC カード、Edy などのキャッシュレス決済はご利用いただけません。

ツアー当日受付時の現金によるお支払いは原則お受け出来ないことになりました。

お客様には大変お手数をおかけしますが、ご理解ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

旅行代金の後払い(旅行開始後、旅行終了後)については原則受け付けておりません。

- ③当社は、契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件並びに当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付致します。
- ④当社は本旅行に関して、原則、電話・FAX 等の通信手段による予約・申込を致しておりません。

2.申込条件

- ①原則として 20 歳未満の方が単独でご参加の場合は、保護者の同意書が必要です。
- ②当社の業務上の都合があるときは、お申込をお断りする場合があります。
- ③募集型企画旅行の参加に際し、車椅子の手配等、特別な配慮を必要とするお客様は、契約の申込時にお申出下さい。当社は可能な範囲でこれに応じます。

3.旅行代金の適用

- ①旅行代金については、各コース毎に表示しております。出発日とご利用人数でご確認下さい。

4.旅行代金に含まれるもの

- ①旅行行程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食事代、サービス料、旅行取扱料金、並びに消費税諸税等。
- ②添乗員付きコースの添乗員同行費用。
尚、上記費用について、お客様のご都合により、その一部を利用されない場合においても払い戻しは致しません。

5.旅行代金に含まれないもの

前第 4 項のほかは旅行代金に含まれません。

例: 超過手荷物料金(規定の重量・容量・個数を超える分について)

コースに含まれない交通費・飲食代等の諸費用及びクリーニング代。

ご希望者のみ参加されるオプションプラン(別途料金の小旅行)の代金。等

6.旅行契約内容、旅行代金の変更

- ①当社は、天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与しえない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ当該事由が関与しえないものである理由等を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後にご説明します。
- ②当社は、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて、利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合には、旅行代金の額を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の 16 日前までにお知らせ致します。
- ③当社は、旅行の実施に要する費用の減少を伴う契約内容の変更、又は本項①の規定に基づく旅行の実施に要する費用の増加を伴う契約内容の変更が為されたときには、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。
- ④当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により、旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、募集型企画旅行契約の成立後に当社の責に帰すべく事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

7.お客様による旅行契約の解除・払戻

①お客様は、第9項に定める取消料をお支払いいただく事により、いつでも旅行契約を解除することができます。お客様は下記に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除できます。

②旅行者は、次にあげる場合において、前項の規定に関わらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく募集型企画旅行契約を解除することがあります。

- 1 旅行契約内容が変更されたとき。但し、その変更が第14項の表左欄に掲げる1～9までの変更その他の重要なものであるときに限ります。
- 2 第6項②、③に基づき、旅行代金が増額されたとき。
- 3 当社の関与しえない事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、または不可能となる可能性が極めて大きいとき。
- 4 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。

③当社は本項①により旅行契約が解除されたときは、すでに収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払戻いたします。取消料が、申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。又、本項②により旅行契約が解除されたときは、既に収受済みの旅行代金(あるいは申込金)を全額払戻し致します。

8.当社による旅行契約の解除・払戻し

①お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは取消料と同額の違約料をお支払い頂きます。

②下記に該当する場合は、当社はお客様に理由を説明して旅行契約を解除することがあります。

- 1 お客様が当社の予め明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- 2 お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認めたとき。
- 3 お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると認めたとき。
- 4 お客様の人数が契約書面に記載した最少催行人数(特に記載のない場合30名)に満たないとき。
この場合は、旅行開始の7日前までに旅行を中止する旨をお客様にお知らせいたします。
- 5 スキーを目的とする旅行における降雪量の不足の様に、当社が予め明示した旅行実施条件が成就しないとき。あるいは、その恐れがあるとき。
- 6 第6項①に掲げた事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、または不可能となる恐れが極めて大きいとき。

③当社は、本項①により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払戻いたします。又、本項②により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払戻いたします。

9. 取消料

旅行契約成立後、お客様のご都合で旅行を取り消される場合には、旅行代金に対してお客様1名につき下記の料率で取消料をいただきます。

取消日	取消料
旅行開始の21日前まで	無料
旅行開始の20日前(日帰り旅行は10日前) ～ 8日前	旅行代金の20%
旅行開始の7日前 ～ 2日前	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日の当日	旅行代金の50%
旅行開始後、又は無連絡不参加	旅行代金の100%

10. 旅行開始後の解除・払戻し

①お客様による解除・払戻し

お客様の責に帰さない事由により、契約書面に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は当該不可能となった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。

この場合、当社は旅行代金の内、不可能になった当該旅行サービス提供に係わる部分をお客様に払戻し致します。

②当社による解除・払戻し

当社は次にあげる場合においては、お客様に理由を説明して、旅行契約の一部を解除することがあります。

- (1)お客様が病気その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。
- (2)お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員などの指示に従わない等、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全且つ、円滑な実施を妨げるとき。
- (3)天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他当社の関与しえない理由により、旅行の継続が不可能となったとき。
- (4)本項② (1)により旅行契約の解除が行われたときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されたものとし、当社は、旅行代金のうちお客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い、またはこれから支払うべき手数料・違約料その他の各目による費用を差し引いて払戻致します。
- (5)本項② (1)(3)により、当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

11. 旅行代金の払戻し

当社は、お客様に払い戻すべき金額が生じた場合には、旅行開始前の解除による払戻のときは解除の翌日から7日以内に、減額または旅行開始後の解除による払戻のときは、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から30日以内に、お客様に対して当該金額を払戻し致します。

12. 添乗業務

①当社は、旅行の内容により、添乗員その他の者を同行させて旅程管理業務その他当該募集型企画旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。

②前 ① の添乗員その他の者が同行の業務に従事する時間帯は原則として8時から20時とします。

13. お客様に対する当社の責任

募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えた場合、損害発生の日から2年以内に当社に対して通知があったときに限り、損害賠償金としてその損害を賠償いたします。但し手荷物の場合は、損害発生の日から14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき、15万円を限度として賠償致します。

14. 旅程保証

①当社は別表に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に同表に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から30日以内に支払います。(お客様の同意を得て同等価値以上の品物、サービスの提供とすることがあります。)但し、次の(1)、(2)に掲げる変更の場合は、変更補償金はお支払いできません。

(1)天災地変、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命または身体の安全確保のため必要な措置としての変更。

(2)第7項から10項までの規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更。

(3)当社がお支払いする変更補償金の額は、お客様1名に対して1募集型企画旅行につき、旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。又、お客様1名に対して1募集型企画旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は変更補償金をお支払い致しません。

(4)変更補償金と損害賠償金について

当社が本項の規定に基づき、変更補償金を支払った後に、当該変更について当社に第13項の規定に基づく損害賠償責任が明らかになった場合には、当社は既にお支払いした変更補償金の額を差し引いた額の損害賠償金をお支払いいたします。

変更補償金の支払い必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1.契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5	3.0
2.契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含む)その他の旅行目的地の変更	1.0	2.0
3.契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 (変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限る。)	1.0	2.0
4.契約書面に記載した運送期間の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5.契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更。	1.0	2.0
6.契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗り継ぎ又は経由便への変更。	1.0	2.0
7.契約書面に記載した宿泊機関の種類・名称の変更。	1.0	2.0
8.契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、又は景観その他の客室条件の変更。	1.0	2.0
9.前各号に掲げる変更のうち、契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更。	2.5	5.0

注1 旅行開始前とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、旅行開始後とは、旅行開始日以降にお客様に通知した場合をいいます。

注2 確定書面が交付された場合には、契約書面とあるのを確定書面と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

- 注3 第3号または第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用に伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。
- 注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級・設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- 注5 第4号又は第7号もしくは第8号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。
- 注6 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までを適用せず、第9号によります。

15. お客様の責任

お客様の故意・過失により当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

16. 特別補償

- ①当社は第13項の当社の責任が生ずるか否かを問わず、募集型企画旅行契約約款特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然且つ急激な外来の事故により、その生命・身体に被られた一定の損害につきましては補償金及び見舞金を、又、手荷物に対する損害につきましては、予め定める額の損害補償金をお支払致します。
- ②お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意・自殺行為・犯罪行為・闘争行為、無免許若しくは酒酔い運転、疾病等の他、グライダー操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗などの事故によるものであるときには、本項①の補償金・見舞金を支払いません。但し、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときはこの限りではありません。
- ③当社が本項1.に基づく補償金支払い義務と第13項による損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものとします。
- ④当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が実施する募集型企画旅行については、主たる募集型企画旅行契約の一部として取扱います。

以 上